

(案)

# 「新宿区障害者計画、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画」(素案)に関するパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

新宿区は、障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現や地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活の実現を目指して、このたび「新宿区障害者計画（令和6年度～令和9年度）、第3期新宿区障害児福祉計画・第7期新宿区障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）」(素案)を作成いたしました。

この素案については幅広くご意見をいただき、今後の計画策定に活かしたいと考えています。つきましては、下記のとおり皆様から素案に対するご意見を募集します。

ご意見に対する区の考え方については、障害者福祉課、区政情報課、区政情報センターにて閲覧できるほか、区ホームページにて公表し、「広報新宿」（令和6年3月25日号予定）でも概要をお知らせします。

記

## 【実施期間】

令和5年10月25日（水）から令和5年11月27日（月）まで

## 【意見を提出できる方】

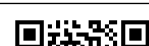
- ① 新宿区内に在住・在勤・在学の方
- ② 区内事業者及び団体
- ③ 施策等の案に利害関係のある方

## 【資料の配布・閲覧】

- ◆ 計画素案の全文、計画概要の説明資料を以下の場所で配布しています。  
障害者福祉課、保健予防課、保健センター、子ども総合センター、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、中央図書館・他区立図書館9館、障害者福祉センター・他区立障害者施設5所、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー、勤労者・仕事支援センター（下線の施設では素案要約版の点字版及び音声版を用意してあります）

- ◆ 新宿区ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/〇〇〇〇〇〇〇〇>



QRコード



## 【意見の提出方法】

意見用紙（上記の資料配布・閲覧場所にて配布）に必要事項を記入の上、郵送・ファックス、窓口持参によりご提出ください。（新宿区ホームページからもご意見をお寄せいただけます。）

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、名前など個人が特定できる情報は公開いたしません。

## 【提出先】 新宿区福祉部障害者福祉課福祉推進係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所2階

電話 03 (5273) 4516 F A X 03 (3209) 3441